

放課後等デイサービス ポジティブ 利用契約書

_____（以下、「利用者」という。）の保護者、_____（以下、「保護者」という。）と、特定非営利活動法人ワーカーズコープ 放課後等デイサービス「ポジティブ」（以下「事業者」という。）は、利用者が放課後等デイサービス「ポジティブ」の提供する放課後等デイサービスを受け、それに対する利用料金を支払う事について、次のとおり契約を締結します。

（目 的）

第一条 この契約は、療育及び、相談活動を通して利用者の発達を援助し、保護者の育児支援をするために、事業者が利用者及び保護者に対して必要なサービスを適切に行うにあたり、必要な事項を定めます。

（期 間）

第二条 この契約の契約期間は、平成 年 月 日から、利用者の障害児通所給付費受給者証に記載の支援費支給期間満了日までとします。

- 2 契約満了日の10日前までに、保護者から事業者に対して、文書による退所届の提出がない場合、および利用者の障害児通所給付費支給期間終了後に改めて支給決定された場合、契約は更新されるものとします。

（支援計画及び契約支給量）

第三条 事業者は、利用者の受給者証に記載された放課後等デイサービスの支給量を踏まえ、利用者の解決すべき課題を把握し、保護者の意向を踏まえたうえで、放課後等デイサービスの目標、およびその達成時期、サービスの内容、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ支援計画を、本契約締結の日から1ヶ月以内に作成します。

- 2 支援計画については、6か月に1度定期的に見直すほか、必要に応じて見直します。
- 3 支援計画の作成及び変更の際には、その内容を保護者に説明し、同意を得ます。
- 4 事業者は、前項の支援計画に基づき契約支給量を定め、利用者の受給者証に記載します。
- 5 利用者は受給者証記載事項に変更があった場合には、速やかに事業者に変更内容を知らせるとともに、事業者の求めに応じて受給者証の内容を確認させるものとします。

（放課後等デイサービスの内容）

第四条 事業者は、支援計画に沿って、利用者に対し療育指導、その他、児童福祉法等関係法規に定める必要な援助を提供します。また、支援計画が作成されるまでの期間も、利用者の状態等に応じて、適切なサービスを提供します。

- 2 事業者は、支援計画に沿って、保護者に相談、助言および発達や障害についての学習など必要な援助を提供します。また、支援計画が作成されるまでの期間も、保護者の希望、状態等に応じて、適切なサービスを提供します。
- 3 障害児通所給付費の対象とならない事業者のオリジナルサービスや、独自の企画サービスなどについては利用者のご希望により有料にて提供いたします。その実施については、利用者に内容及び費用等について説明を行い同意を得た上で行います。

(利用料)

第五条 保護者は、前条に定めるサービスに対して、重要事項説明書に定める所定の利用者負担額及びサービス利用にかかる実費負担額等を事業者に支払います。児童福祉法に基づく障害児通所給付費は、事業者が市町村から代理して受領します。

- 2 前項の利用者負担額及び実費負担額は、1ヶ月ごとに計算し、利用者はこれを翌月末までに支払います。

(利用の中止、変更、追加)

第六条 利用者は、利用期日前において、放課後等デイサービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を契約支給量の範囲内で追加することができます。児童福祉法対象外のサービス利用は利用者の希望にそって中止又は変更、もしくは新たに追加できます。この場合にはなるべく早めに事業者申し出るものとします。

- 2 利用者が、利用期日に利用の中止を申し出た場合は、重要事項説明書に定める所定の取消料を事業者にお支払いただく場合があります。ただし、利用者の入院などやむを得ない事由がある場合は、取り消し料はいただきません。

(事業者の基本的義務)

第七条 事業者は、利用者に対し、児童福祉法の精神をふまえ、二次的障害を軽減し、発達を支援して、子どもの潜在的可能性を最大限まで引き出すため、必要なサービスを適切に行います。

- 2 事業者は、利用者および保護者の意思と人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、支援サービスを提供します。

(事業者の具体的義務)

第八条 事業者は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。

- 2 事業者は、この契約に基づく内容について、保護者の質問等に対して適切に説明しなければなりません。
- 3 事業者およびサービス従事者は、この契約によるサービスを提供するにあたって知り得た利用者、その家族等の秘密について、正当な理由がある場合を除き第三者に開示することはありません。
- 4 事業者は、利用者、他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除いて、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

- 5 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止のため、必要な体制を整備すると共に、従業員に対して研修を実施する等の措置を講じます。
- 6 事業者は、サービス提供に関する記録を整備し、サービス提供日から5年間保存します。利用者から申し出があれば随時自分の記録を見る事ができます。実費を負担してコピーする事もできます。

(事故と損害賠償)

第九条 事業者は、サービスの提供によって事故が生じた場合には、速やかに区市町、利用者の家族等に連絡して必要な措置を講じます。

- 2 事業者は、サービスを提供するにあたって、事業者の責任と認められる事由によって利用者に損害を与えた場合には、速やかに利用者の損害を賠償します。

(契約の終了事由)

第十条 本契約は、以下の各号に基づく契約の終了が生じた場合に終了するものとします。

- 1 利用者が死亡した場合
- 2 事業者が解散命令をうけた場合、破産した場合またはやむを得ない事由により閉鎖した場合。
- 3 事業所の滅失または重大な損失により、サービスの提供が不可能になった場合
- 4 事業所が事業者の指定を取り消された場合または指定を辞退した場合
- 5 第十条から第十二条に基づき本契約が解約または解除された場合
- 6 第二条の契約期間が満了した場合（ただし満了前に契約更新の手続きがとられて場合は除く）

(保護者からの申途解約等)

第十一条 保護者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、保護者は契約終了を希望する10日前までに事業者へ通知するものとします。ただし、利用者が入院した場合等、正当な理由がある場合には即時に解約する事ができます。

(保護者からの契約解除)

第十二条 保護者は、事業者またはサービス従事者が次の各号に該当する行為を行った場合には、ただちに本契約を解約することができます。

- 1 事業者またはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める支援サービスを実施しない場合
- 2 事業者またはサービス従事者が第七条第1項から第4項に定める義務に違反した場合
- 3 事業者またはサービス従事者が故意または過失により利用者の生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- 4 他の利用者が利用者の生命・身体・財物・信用を傷つけた場合または傷つける恐れがある場合において事業者が適切な対応をとらない場合

(事業者からの契約解除)

第十三条 事業者は、利用者が次の各号に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- 1 利用者が、他の利用者の生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合
- 2 利用者が故意または重大な過失により事業者またはサービス従事者の生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合
- 3 利用者が連続して3ヶ月を超えて医療機関に入院すると確実に見込まれる場合または現に連続して3ヶ月を超えて入院した場合
- 4 利用者に支払能力があるにもかかわらず第5条に定めるサービス利用料金の支払が3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にも関わらず故意に支払わない場合

(苦情解決)

第十四条 保護者は、この契約に基づくサービスに関して、いつでも重要事項説明書に記載されている苦情受付対応窓口で苦情を申し立てることができます。

- 2 保護者は、この契約に基づくサービスに関して、重要事項説明書に記載された都道府県社会福祉協議会に設置されている運営適正化委員会に苦情を申し立てることもできます。

(その他)

第十五条 本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は児童福祉法その他諸法令の定めるところに従い、利用者と誠意をもって協議するものとします。